事例No.	2897
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	大分県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第2回）

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	大分県

1. 庁内全体の受援調整

（単位：市町村数）

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織（担当者）の役割	
定めている	16	88.9%	12	66.7%	15	83.3%
定めていない	2	11.1%	6	33.3%	3	16.7%

※各項目は、内閣府（防災）が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月）」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである（以下同じ）。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	12	66.7%	11	61.1%	11	61.1%	9	50.0%
定めていない	6	33.3%	7	38.9%	7	38.9%	9	50.0%

②避難所運営

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	12	66.7%	13	72.2%	13	72.2%	10	55.6%
定めていない	6	33.3%	5	27.8%	5	27.8%	8	44.4%

③支援物資

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	12	66.7%	11	61.1%	11	61.1%	8	44.4%
定めていない	6	33.3%	7	38.9%	7	38.9%	10	55.6%

④災害廃棄物の処理

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	11	61.1%	12	66.7%	12	66.7%	10	55.6%
定めていない	7	38.9%	6	33.3%	6	33.3%	8	44.4%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	12	66.7%	13	72.2%	13	72.2%	10	55.6%
定めていない	6	33.3%	5	27.8%	5	27.8%	8	44.4%

⑥被災者支援・相談

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	10	55.6%	11	61.1%	11	61.1%	8	44.4%
定めていない	8	44.4%	7	38.9%	7	38.9%	10	55.6%

【大分県】情報連絡員及び災害時緊急支援隊制度

	情報連絡員		災害時緊急支援隊 （防災局長が総務部長と調整し選任）
	地区情報連絡員要員　（地域防災監が防災局長と調整し選任）	本庁情報連絡員要員　（災害時緊急支援隊の中から防災局長が選任）	
想定する災害	**県として応急対応や市町村の応援の準備のための情報が必要な場合** **想定：九州北部豪雨のような集中豪雨の発生・大型台風の接近が見込まれる場合等**		**甚大な災害が発生し市町村の機能が著しく低下していることが想定される場合又は市町村支援のために県による調整が必要な場合** **想定：南海トラフ大地震や大規模水害等で市町村機能がダメージを受けた場合等**
役割	・市町村災害対策本部会議等への出席 ・派遣先の市町村の被害情報等の報告 ・地区災害対策本部の指示及び県災害対策本部が依頼する情報の収集、取りまとめ及び報告 ・県が把握する情報の市町村への積極的な提供	・市町村災害対策本部会議等への出席 ・派遣先の市町村の被害情報等の報告 ・地区災害対策本部の指示及び県災害対策本部が依頼する情報の収集、取りまとめ及び報告並びに市町村と県災対本部の調整窓口 ・県が把握する情報の市町村への積極的な提供	派遣先市町村の被害情報等の把握、報告に加え、 ・県災害対策本部の現地連絡窓口 ・市町村の災害対応業務の支援等 **※専門業務（建築物応急危険度判定、住宅被害認定、災害廃棄物処理等）は別に班を編制して支援**
編制	・要員は、地域防災監が防災局長と調整し選任 ・振興局単位に、管内地方機関の職員で編制 ・２人１組での班編制とし、振興局の実情に応じて必要な班数を編制 ・防災業務経験等のある職員を充てる	・災害時緊急支援隊（班長、副班長）の中から防災局長が選任し編成し派遣する。	・支援隊の隊長・副隊長を防災局長が総務部長と調整・選任し下記支援隊要員とともに派遣する。 ・支援隊要員は、防災局長が総務部長と調整し予め選任 （災害対策本部の一次要員でないものから、勤務経験や居住地等を考慮し選任） ・支援隊の各班の要員は５人１組とし本庁勤務職員で編制 ・被災市町村へ１ヶ月の派遣が可能となるよう編制 １６０人＝５人×８隊（３市＋５振興局）×４週
派遣基準	・集中豪雨等による土砂災害や河川の氾濫等により、住家や人的被害が発生した場合、又は発生するおそれが高い場合 ・市町村において、避難情報が発令された場合等 ・大規模地震発生時等	・左記の状況等で、応急対応またはその準備のため本庁において直接市町村の情報をとる必要があると防災局長が認めた場合。	・県内で震度５強以上の揺れを観測し、大規模な被害が発生した場合等 **※大津波警報発表中は原則移動しない。** ・左記の状況下においても被害が甚大な場合、市町村の被災状況に応じて派遣
指揮・命令系統	・派遣決定・指揮命令は、地区災害対策本部長等 ・派遣の手続き、準備、職員の所属及び災害対策本部等との調整は、地区災害対策本部庶務班	・派遣決定は、所属長 ・指揮命令は、地区災害対策本部長 ・派遣の手続き、準備、職員の所属との調整は、防災局と地区災害対策本部庶務班	・派遣決定は、災害対策本部長（知事） ・指揮命令は、防災局長 ・派遣の手続き、準備、職員の所属との調整は、総務班長
派遣時間・期間	・日中、夜間の2交代（8時30分、17時15分）	・同左	・１班あたりの派遣期間は最長で１週間 ・班員は支援期間中、ローテーションを組み業務を遂行 ・派遣人数、期間は被害の状況に応じて柔軟に対応
装備・派遣環境	（主な装備） ・多機能携帯電話、ビブス、食料（地区要員用備蓄） （移動手段） ・公用車（地方機関）	（主な装備） ・携帯型無線機（防災行政無線）、ビブス、食料（本庁要員用備蓄） （移動手段） ・公用車（県庁集中管理車）	（主な装備） ・携帯型無線機（防災行政無線）、ノートＰＣ２台、食料（３食／日）、防災服・防寒着、寝袋 （移動手段） ・公用車（県庁集中管理車）又は借上車